

公益財団法人高知県スポーツ協会
平成31年度選手強化・育成事業強化選手等認定要項

1 目 的

一 般 強 化	(1) 国体強化選手等 国民体育大会を主とした、各種全国大会において優秀な競技成績を収めるため、強化選手及び監督・コーチ・トレーナーを認定し、競技力の強化を図る。
特 別 強 化	(2) 特別強化選手 本県のトップレベルの競技成績を有する優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック・パラリンピック競技大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の育成を目指す。 (3) 「全高知チーム」 各競技団体が作成する育成プログラムに基づき、県内の小学生から一般までの有望選手を強化選手に認定し、特別強化コーチの指導のもと年間を通して定期的に質の高い強化練習を行うことにより、競技力の強化や指導者の資質向上、競技人口の拡大を目指す。

2 認定対象

(1) **国体強化選手等**

国民体育大会正式競技40競技（スケート除く）で県スポーツ協会が認定した者。

(2) **特別強化選手**

国民体育大会正式競技40競技（スケート除く）又は、オリンピック・パラリンピック正式競技で県スポーツ協会が認定した者。

(3) **「全高知チーム」**

国民体育大会正式競技40競技（スケート除く）のうち、県及び県スポーツ協会が認定したチーム。

3 選手等認定の基準

(1) **国体強化選手等**

① 選手は、国民体育大会に出場資格がある者で、各種全国大会に出場が見込まれる者及びそれらと同等の競技水準を有する者。ただし、各季（冬季大会・本大会）別に1人1競技とする。

また、当該年度国民体育大会終了後は、次期開催大会への出場資格がある者の追加を可とする。

② 監督・コーチは、指導者としての人格が備わり高度な技術・戦術等の指導助言で、選手の活動を支援できる者とする。

③ トレーナーは、スポーツに理解を示し選手及び監督・コーチの強化事業を支援できる者とする。

(2) **特別強化選手**

① 下記の（ア）、（イ）いずれかに該当する者の中で、各指定区分（S・A・B）の条件を満たす者。

（ア）高知県在住の者（生活実態が高知県にある者）

（イ）高知県内の中学校または高校を卒業後、県外に在住している者（各競技団体が公益財団法人高知県スポーツ協会に提出する競技ごとの強化選手に登録されている者であること。障がい者スポーツについては特に定めない。）

*競技実績及び中央競技団体が強化選手に指定する期間は平成29年1月から平成30年12月までのものとする。

◆ **特別強化選手(S指定) 強化費配分額:50万円/年**

○日本代表選手として国際大会に出場し、3位以上の成績を収めた者。

◆ **特別強化選手(A指定) 強化費配分額:30万円/年**

○下記のいずれかの条件を満たす者（個人）

- ・ 日本代表選手（現時点で、国際大会に出場していなくても、日本代表合宿に参加するなど国際大会に出場予定であれば可）

- ・ 国民体育大会及びインターハイ優勝実績、又はそれらに相当する実績（団体種目に属する選手については、中央競技団体が指定する育成・強化選手であること。）
- 障がいのある方で、下記の条件を満たす者（個人）
 - ・ 日本代表選手（現時点で、国際大会に出場していなくても、日本代表合宿に参加するなど国際大会に出場予定であれば可）

◆特別強化選手(B指定) 強化費配分額: 15万円/年

- 下記のいずれかの条件を満たす者（個人）
 - ・ 全国大会入賞者（ベスト4【4位】以上）（但し、団体種目に属する選手については、併せて下記◎の条件を満たしていること）
 - ◎中央競技団体が指定する育成・強化選手であること。
- 障がいのある方で、下記の条件を満たす者（個人）。
 - ・ 中央競技団体が指定する強化指定を受けており、中央競技団体が行う強化合宿に参加している者。

*日本代表選手とは、全国規模の大会や選考会を経て、中央競技団体が選出した選手とする。（障がい者スポーツについては、日本パラリンピック委員会又は、日本障がい者スポーツ協会が選出した選手も可）

*特別強化選手の強化費配分は、予算の状況により、認定人数や金額に変動の可能性がある。

(3) 「全高知チーム」

- ① 競技団体を統括する強化担当者が配置されている。
- ② 強化計画として、「競技者育成プログラム」及び「短期戦略プラン」が作成されている。
- ③ 県スポーツ課又は県スポーツ協会から「全高知チーム」候補競技として通知を受ける。
- ④ 通知を受けた競技団体が、認定を受けようとする場合は、「全高知チーム認定申請書」に必要書類を添付し、県スポーツ協会に2部提出する。

4 選手等認定の方法

(1) 国体強化選手等

各競技団体が「国体強化選手等届」を県スポーツ協会に提出後、県スポーツ協会が認定する。

(2) 特別強化選手

各競技団体が高知県スポーツ協会に「推薦書」を提出後、強化・普及委員会において協議し、認定する。

(3) 「全高知チーム」強化選手等

「全高知チーム」認定団体が、「全高知チーム強化選手等届」を県スポーツ協会に提出後、県及び県スポーツ協会が認定する。

※ 公益財団法人高知県スポーツ協会会長は強化選手等が、本会の選手強化・育成事業費補助金交付要綱第7条第2項にある、別表2に該当する場合は抹消を命ずることができる。

5 選手等認定の数

(1) 国体強化選手等

- ① 選手・監督・コーチ・トレーナーの人数制限はない。ただし、1回の強化にかかる参加者の上限枠は各種別で監督2名、コーチ3名、トレーナー1名以内とする。
- ② 突発的な事態への対応なども考慮しつつも、限られた強化費の中で効果的に成果がでるよう各競技団体で十分検討したうえで選考し、強化選手等届を県スポーツ協会へ提出すること。

(2) 「全高知チーム」強化選手等

「全高知チーム」認定競技団体（種目）については、強化選手のほか「トップコーチ・アシスタントコーチ・サポートコーチ」（人数制限なし）を指定し提出しなければならない。

6 変更及び追加並びに辞退

選手等に変更及び追加並びに辞退が生じた場合、県スポーツ協会と競技団体が協議のうえ、所定の用紙に記入して、県スポーツ協会に提出すること。

7 認定期間

原則として、認定の日から当該年度の3月31日までとする。

8 認定証の発行

(1) 国体強化選手等

国体強化選手等の「認定証」は原則として、県スポーツ協会が発行する。ただし、追加や変更の場合の作成は、希望者のみとする。

(2) 特別強化選手

特別強化選手の「認定証」は、県スポーツ協会が発行する。

(3) 「全高知チーム」

① 「全高知チーム」の「認定証」は県と県スポーツ協会が発行する。

② 「全高知チーム」強化選手の「認定証」は、発行しない。必要な場合は、各競技団体が作成すること。

9 その他

この項に定めるものの他、必要な事項については別途定める。